

納入仕様書

川越市保健医療推進課

- 1 調達物品及び数量 別紙 1 のとおり。
- 2 導入形態 別途リース業者を決定し、リース契約により行う。
(令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日までの 5 年間)
- 3 保守の有無 無
- 4 納期 別紙 1 のとおり。
納期までに現調作業を完了し、納入すること。
- 5 入札価格の算出 別紙 1 の仕様を満たす機器等の価格に、納入現調に係る費用を含むものとする。入札価格には、消費税及び地方消費税を含めない。
- 6 納入場所 市内 144 箇所 (別紙 3-3 のとおり。)
- 7 納入作業等
 - ① 納入に際して、あらかじめ市と日程等を協議すること。
 - ② 納入しようとする物品の仕様 (機種、数量等) に漏れや誤りのないよう事前に確認すること。
 - ③ 市の指示に従い、納入後直ちに使用可能な状態にすること。
 - ④ 全品目について梱包を解き、納入すること。
 - ⑤ 納入後は動作確認を行うこと。
 - ⑥ 納入の際に出たごみ等は、全て持ち帰り、適正に処分すること。
 - ⑦ その他、市との協議において必要と認められた作業を行うこと。
- 8 消耗品の交換
 - ① 消耗品 (電極パッド、電池パック) の使用期限の到来にあわせて消耗品交換作業を行うものとし、交換に係る一切の経費は入札価格に含めるものとする。
 - ② 消耗品交換にあたっては、梱包を解いたうえで機器に設置すること。
 - ③ 電池パックの交換後は、必ず通電テスト又は通電確認を行うこと。
 - ④ 納入の際に出たごみ等は、全て持ち帰り、適正に処分すること。

納入仕様書

9 提出書類

- ① 落札者は、任意の書式で入札価格明細書を作成し、速やかに市に提出すること。
- ② 落札者は、納入作業に従事する者、納入計画、作業体制、連絡先を任意の書式で記載し、書面を市に提出して了承を得ること。

10 注意事項

- ① 納入する物品のうち、自動体外式除細動器本体は5年間を無償保証期間とし、不具合が発生した場合は速やかに代替品を用意し、現地にて交換すること。
- ② 本件において知り得た情報については、市の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- ③ 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、速やかに市と協議すること。

(問合せ先)

川越市役所 保健医療部 保健医療推進課

担当：小川

電話：049-224-5832 (直通)

Fax：049-224-7318

Mail：hokeniryo★city.kawagoe.saitama.jp

※メールを送信する際は、★を@に置き換えること。

納入仕様書

川越市保健医療推進課

1 調達する物品の数量及び納期並びに納入場所

品目	数量	納期	納入場所
(1) 自動体外式除細動器 (AED) 本体	144 台	令和 8 年 1 月 30 日	市内 144 箇所
(2) キャリングケース	144 個		
(3) 救急セット	144 式		
(4) 電池パック	144 個		
(5) 小学生～大人・未就学児モード切替用付属品 ※1	144 個		
(6) 取扱説明書 (日本語)	144 冊		
(7) 電極パッド ※2	293 個		
(8) 電極パッド (1 回目交換用)	288 個	本体納入から概ね 2 年後	
(9) 電極パッド (2 回目交換用)	288 個	本体納入から概ね 4 年後	
(10) 電池パック (交換用)	144 個		
(11) 屋外型 AED 収納ボックス	54 台	令和 7 年 12 月 31 日	市内 54 箇所 (小中学校)
(12) AED 持出検出装置	54 台	令和 8 年 1 月 30 日	市内 54 箇所 (小中学校) (AED キャリング ケースに設置)

- ・品目に「※1」が付されている物品は、スイッチの切替を行うことで、小学生～大人モードと未就学児モードを変更できる機器を納入しようとする場合は、納入することを要しない。
- ・品目に「※2」が付されている物品は、各機器に 2 個ずつ設置するほかに、予備用として保健医療推進課に 5 個を納入すること。

- ・各品目の詳細な仕様は、「2 各品目の仕様」のとおりである。

2 各品目の仕様

(1) 自動体外式除細動器 (AED) 本体

- ① 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく厚生労働大臣の承認を受けた機器で、未就学児に対しても使用可能な承認を受けていること。
- ② 電極パッドを本体に接続した状態で保管できる機器であること。
- ③ 成人及び未就学児に対して共通の電極パッドを使用でき、スイッチの切替または付属品等を用いることで、小学生～大人モードと未就学児モードを変更できる機器であること。
- ④ 出力波形が二相性波形である機器であること。
- ⑤ 日本語の音声アナウンスによる操作説明がある機器であること。
- ⑥ 毎日、自動的に回路チェックを行い、不具合があった際には警告を発することのできる機器であること。
- ⑧ 電気ショックが必要であると判断した後でも、傷病者の心電図波形が戻った場合には、電気ショックを自動的に取り消す安全機能があること。
- ⑨ 遠隔監視システムにより AED の状態を WEB 上で集中管理し、エラー発生時や消耗品期限が近くなった際には、自動的に電子メールで通知する機能を有する機器とすること。なお、システムの利用に関する経費も入札価格に含めること。
- ⑩ JRC 蘇生ガイドライン 2020 対応機器であること。
- ⑪ JRC 蘇生ガイドラインの最新版への対応が必要となった場合は、別途協議するものとする。
- ⑫ 令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 30 日までの 1 年間の期間において、クラス I に該当する機器回収が行われた機種でないこと。
- ⑬ 5 年間を無償保証期間とし、不具合が発生した際には、速やかに代替品を用意し、現地にて交換すること。ただし、製品の設計上、または構造上の欠陥、材質不良等が判明した場合や、それらに起因し故障や損傷等が生じた場合には、保証期間経過後であっても、受注者の責において無償で修理または、交換等必要な措置を講じること。
- ⑭ 商品耐用年数が、6 年以上であること。
- ⑮ オートショック機能を有していること。

(2) キャリングケース

- ① 納入しようとする自動体外式除細動器本体に対応する純正品であること。
- ② 電池パック及び電極パッドの交換時期を示す標章を付すること。
- ③ 電池パックをセットアップした自動体外式除細動器本体、電極パッド及び救急セットを収納した状態で納入すること。
- ④ オートショック機能が備わっていることが一目でわかるよう、見やすい箇所に『オ

ートショック AED ロゴマーク』のシールが貼り付けてあること。

(3) 救急セット

- ① 次の1～6をまとめたものを1式とし、キャリングケースに収納した状態で納入すること。

規格等	必要個数
1 汗等を拭き取るもの (タオル、ガーゼ等)	各1個以上
2 体毛を除去するもの (かみそり、脱毛テープ等)	
3 衣類等を切除するもの (はさみ等)	
4 感染防護用グローブ	
5 人口呼吸補助用具 (一方向弁付呼気吹込用具、人口呼吸シート等)	
6 ケース又は袋	1個

(4) 電池パック

- ① 納入しようとする自動体外式除細動器本体に対応する純正品であること。
 ② 充電式ではないこと。
 ③ 未使用で4年間以上の待機状態が確保できるものであること。
 ④ 本体にセットアップした状態で納入すること。

(5) 小学生～大人・未就学児モード切替用付属品

- ① 納入しようとする自動体外式除細動器本体に対応する純正品であること。
 ② 本体1台に対して1個ずつ、キャリングケースに収納した状態で納入すること。
 ③ スwitchの切替を行うことで、小学生～大人モードと未就学児モードを変更できる機器を納入しようとする場合は、納入することを要しない。

(6) 電極パッド

- ① 納入しようとする自動体外式除細動器本体に対応する純正品であること。
 ② 薬事法に基づく厚生労働大臣の承認を受けたものであること。
 ③ 本体1台に対して2個ずつ納入し、うち1個は本体に接続した状態で納入すること。

(7) 電極パッド (1回目交換用)

- ① 本体とあわせて納入した物と、同等の規格であること。
 ② 本体納入時の電極パッドの使用期限の到来 (本体納入から概ね2年後) にあわせて納入すること。
 ③ 本体1台に対して2個ずつ納入し、うち1個は本体に接続した状態にすること。

(8) 電極パッド (2 回目交換用)

- ① 本体とあわせて納入した物と、同等の規格であること。
- ② 本体納入時の成人用電極パッドの使用期限の到来 (本体納入から概ね 4 年後) にあわせて納入すること。
- ③ 本体 1 台に対して 2 個ずつ納入し、うち 1 個は本体に接続した状態にすること。

(9) 電池パック (交換用)

- ① 本体納入時の電池パックの使用期限の到来 (本体納入から概ね 4 年後) にあわせて納入すること。
- ② 納入の際は、本体にセットアップすること。

(10) 屋外型 AED 収納ボックス

- ① 形状は、すべて壁掛け式であること。なお、屋外型 AED 収納ボックスの設置に係る経費も入札価格に含めること。
- ② ボックス部分の寸法は、高さ 45 センチ、幅 41 センチ、奥行 24 センチ程度とすること。
- ③ 商品耐用年数が、6 年以上であること。
- ④ IP55 以上の防水・防塵機能を有すること。
- ⑤ 庫内温度を一定の幅に保つ機能を有すること。真夏の直射日光相当の日射量環境において、高温 50℃ 以下、低温は不問とする。
- ⑥ 納入しようとする AED 本体をキャリングケースに収納した状態で、屋外型 AED 収納ボックスに収納できること。
- ⑦ 屋外型 AED 収納ボックスから AED を取り出す際、周囲に AED の使用を知らせるように警報が鳴ること。
- ⑧ アラーム部品の電源は電池を使用し、別に電源工事は行わないこと。また、電池は容易に交換できること。
- ⑨ AED 本体の設置用として、製造元の承認を得た製品であること。

(11) AED 持出検出装置

- ① 屋外に設置する全ての AED キャリングケースに持出検出装置を取り付けること。ただし、屋内に設置する AED については装着の必要はない。
- ② 持ち出しされた場合、持ち出し検出メールが届くこと。
- ③ 持ち出し 10 分経過後、AED の電源がオンとなったとき、電源がオンになったこ

とと、AEDの位置情報が、通知メールで届くこと。

- ④ 持ち出し10分経過後、電源がオフの場合、AEDの位置情報がメールで届くこと。

3 その他

- (1) 納品する物品は、すべて新品であること。
- (2) 通常の保管管理状態で故障等が発生した場合は、受注者の指定する納入業者により速やかに対応すること。
- (3) 契約金額には、設置費用及び諸費用等の全ての費用を含むものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、速やかに書面を提出のうえ、協議すること。
- (5) 納入するAED本体の機種はすべて同一機種とすること。
- (6) 電池パック及び電極パッドに係る特記事項
 - ① 電池パックは、本体納入から概ね4年となる時期に1度の交換を行うものとし、本体納入から通算して6年以上の運用が可能となる使用期限のものを納入すること。
 - ② 電極パッドは、本体納入から概ね2年及び4年となる時期に1度ずつ交換を行うものとし、本体納入から通算して6年以上の運用が可能となる使用期限のものを納入すること。
 - ③ 電池パック及び電極パッドの納入の際は、キャリングケースに付してある標章に、次回交換時期を記入すること。
 - ④ 電池パック及び電極パッドの納入後は、本体設置場所ごとに次回交換時期をまとめた一覧表を作成し、本市に提出すること。
 - ⑤ 交換用の電池パック及び電極パッドの納入場所は、本体設置場所とする。
 - ⑥ 交換用の電池パック及び電極パッドを納入する際は、あらかじめ本市と納入日程を協議すること。
- (7) 屋外型AED収納ボックスに係る特記事項
 - ① 屋外型AED収納ボックスの設置工事を行う際には、AED設置施設の担当者と設置位置、設置時期等を十分に協議すること。
 - ② 屋外型AED収納ボックスの納入期限は令和7年12月末までとする。なお、AED収納ボックス設置後、AED本体の納入前はカバー等をかけ、AED本体が入っていると誤認させないようにする。
 - ② 屋外型AED収納ボックスは、賃貸借期間満了後に現状有姿のまま、市に所有権を

無償で移転すること。

(8) AED持出検出装置に係る特記事項

- ① AED本体及び屋外型AED収納ボックスへの取付設定も実施すること。

納入場所一覧

納入仕様書 別紙2

No.	施設名	所在地	屋外設置予定
1	川越市役所南側駐車場詰所	川越市元町1丁目3-1	
2	川越市北部地域ふれあいセンター	川越市山田1578-1	
3	川越市役所霞ヶ関北市民センター	川越市霞ヶ関北3丁目12-4	
4	川越市東部地域ふれあいセンター	川越市並木452-1	
5	川越駅西口連絡所	川越市脇田本町8-1 U_PLACE3階	
6	川越市斎場	川越市小仙波786-1	
7	川越市民聖苑やすらぎのさと	川越市小仙波867-1	
8	川越市やまぶき会館	川越市郭町1丁目18-1	
9	川越西文化会館	川越市鯨井1556-1	
10	川越南文化会館	川越市今福1295-2	
11	ウエスタ川越	川越市新宿町1丁目17-17	
12	ウエスタ川越	川越市新宿町1丁目17-17	
13	川越武道館	川越市郭町2丁目30-1	
14	川越運動公園総合体育館	川越市下老袋388-1	
15	川越運動公園陸上競技場	川越市下老袋388-1	
16	川越市国際交流センター	川越市菅原町23-10 クラッセ川越5階	
17	川越市総合福祉センター	川越市小仙波町2丁目50-2	
18	川越市みよしの支援センター	川越市宮下町1丁目19-13	
19	川越市職業センター	川越市笠幡4033-2	
20	川越市老人福祉センター西後楽会館	川越市笠幡3574	
21	川越市子育て安心施設	川越市中原町2丁目1-9	
22	川越市立児童センターこどもの城	川越市石原町1丁目41-2	
23	川越市立中央保育園	川越市小仙波町2丁目49-11	
24	川越市立仙波町保育園	川越市仙波町2丁目21-19	
25	川越市立小室保育園	川越市小室309-2	
26	川越市立霞ヶ関保育園	川越市笠幡4036-4	
27	川越市立名細保育園	川越市鯨井1590-1	
28	川越市立大東保育園	川越市豊田本5丁目23-1	
29	芳野台南公園テニスコート詰所	川越市芳野台1丁目3015-1	
30	川越市立脇田新町保育園	川越市脇田新町18-9	
31	川越市立今成保育園	川越市今成2丁目5-10	
32	川越市立高階保育園	川越市藤原町27-6	
33	川越市立新宿町保育園	川越市新宿町2丁目12-13	
34	川越市立霞ヶ関第二保育園	川越市かすみ野2丁目10-1	
35	川越市立南古谷保育園	川越市並木新町16-15	
36	川越市立名細第二保育園	川越市小堤662-1	
37	川越市立高階第二保育園	川越市寺尾190-1	
38	川越市立神明町保育園	川越市神明町64-4	
39	川越市立高階第三保育園	川越市砂新田1丁目19-2	
40	川越市立南古谷第二保育園	川越市牛子167-3	
41	川越市立古谷第二保育園	川越市古谷上6083-5	
42	川越市立川鶴保育園	川越市川鶴2丁目12-2	
43	川越市児童発達支援センター	川越市寿町2丁目296-1	
44	川越市文化創造インキュベーション施設	川越市松江町2丁目11-10	
45	川越市ふれあい歯科診療所	川越市小ヶ谷817-1	

No.	施設名	所在地	屋外設置予定
46	川越市保健所	川越市小ヶ谷817-1	
47	川越市総合保健センター	川越市小ヶ谷817-1	
48	資源化センター(環境プラザ2階)	川越市鯨井782-3	
49	川越駅東口公共地下駐車場	川越市脇田町106	
50	サンライフ川越・芳野台体育館	川越市芳野台1丁目103-57	
51	川越市農業ふれあいセンター	川越市伊佐沼887	
52	川越市公園管理事務所(初雁球場)	川越市郭町2丁目27-1	
53	川越市安比奈親水公園管理詰所	安比奈新田186-2	
54	川越市上戸緑地管理詰所	上戸新町27-28	
55	中福受水場	中福360	
56	川越市霞ヶ関第二浄水場	笠幡85-2	
57	大東西学童保育室	山城32-5	
58	川越市中央学童保育室	中原町1丁目25	
59	川越市新宿学童保育室	新宿町6丁目9-1	
60	川越市南古谷学童保育室	木野目1451	
61	川越市霞ヶ関北学童保育室	伊勢原町5丁目1-1	
62	芳野学童保育室	鴨田331	
63	川越市高階北学童保育室	砂新田1丁目16-1	
64	川越市小堤集会所	小堤784	
65	川越市中央公民館	三久保町18-3	
66	川越市さわやか活動館	的場2649-1	
67	川越市北公民館	氷川町107	
68	川越市芳野公民館	北田島119-2	
69	川越市古谷公民館	古谷上3830-2	
70	川越市南古谷公民館	今泉371-1	
71	川越市高階公民館	藤間27-1	
72	川越市高階南公民館	藤原町23-7	
73	川越市福原公民館	今福481-3	
74	川越市大東公民館	豊田本5丁目16-1	
75	川越市大東南公民館	南台3丁目4-3	
76	川越市山田公民館	山田161-7	
77	川越市名細公民館	小堤662-1	
78	川越市霞ヶ関公民館	笠幡177-1	
79	川越市霞ヶ関西公民館	笠幡3001-12	
80	川越市霞ヶ関北公民館	的場北1丁目18-6	
81	川越市伊勢原公民館	伊勢原町5丁目1-1	
82	川越市川鶴公民館	川鶴2丁目8-3	
83	川越市立中央図書館	三久保町2-9	
84	川越市立西図書館	伊勢原町5丁目1-1	
85	川越市立川越駅東口図書館	菅原町23-10	
86	川越市立高階図書館	藤間27-1	
87	川越市教育センター	古谷上6083-10	
88	川越市教育センター分室(リバーラ)	的場2649-1	
89	川越市立あけぼの・ひかり児童園旧園舎	宮下町1丁目19-12	
90	川越市立川越第一小学校	郭町1丁目21	○
91	川越市立川越小学校	郭町1丁目1-1	○
92	川越市立中央小学校	中原町1丁目25	○
93	川越市立仙波小学校	富士見町4-1	○

No.	施設名	所在地	屋外設置予定
94	川越市立武蔵野小学校	むさし野14-1	○
95	川越市立新宿小学校	新宿町6丁目9-1	○
96	川越市立大塚小学校	大塚2丁目10-1	○
97	川越市立泉小学校	小室463	○
98	川越市立月越小学校	月吉町51	○
99	川越市立今成小学校	今成2丁目42-1	○
100	川越市立芳野小学校	鴨田331	○
101	川越市立古谷小学校	古谷上5465	○
102	川越市立南古谷小学校	木野目1451	○
103	川越市立牛子小学校	牛子418	○
104	川越市立高階小学校	砂新田58	○
105	川越市立高階南小学校	諏訪町12-3	○
106	川越市立高階北小学校	砂新田1丁目16-1	○
107	川越市立高階西小学校	藤間1102	○
108	川越市立寺尾小学校	寺尾979-2	○
109	川越市立福原小学校	今福508	○
110	川越市立大東東小学校	豊田本4丁目16-1	○
111	川越市立大東西小学校	山城32-5	○
112	川越市立霞ヶ関小学校	笠幡177	○
113	川越市立霞ヶ関南小学校	かずみ野1丁目1-4	○
114	川越市立霞ヶ関北小学校	伊勢原町5丁目1-1	○
115	川越市立霞ヶ関東小学校	的場2735-2	○
116	川越市立霞ヶ関西小学校	笠幡3971-4	○
117	川越市立川越西小学校	川鶴1丁目5	○
118	川越市立名細小学校	小堤214	○
119	川越市立上戸小学校	上戸390-1	○
120	川越市立広谷小学校	下広谷558-1	○
121	川越市立山田小学校	山田167	○
122	川越市立川越第一中学校	小仙波町5丁目6	○
123	川越市立初雁中学校	宮下町1丁目21-3	○
124	川越市立富士見中学校	東田町17-1	○
125	川越市立野田中学校	野田町2丁目19-14	○
126	川越市立城南中学校	新宿町3丁目19-1	○
127	川越市立芳野中学校	石田本郷733	○
128	川越市立東中学校	小中居278	○
129	川越市立南古谷中学校	久下戸3721	○
130	川越市立高階中学校	藤間10	○
131	川越市立高階西中学校	砂新田2593	○
132	川越市立寺尾中学校	寺尾1068	○
133	川越市立砂中学校	砂260	○
134	川越市立福原中学校	今福512	○
135	川越市立大東中学校	南大塚1丁目20-1	○
136	川越市立大東西中学校	藤倉1丁目1-1	○
137	川越市立霞ヶ関中学校	笠幡72	○
138	川越市立霞ヶ関東中学校	的場2706	○
139	川越市立霞ヶ関西中学校	笠幡3464-3	○
140	川越市立川越西中学校	川鶴1丁目1	○
141	川越市立名細中学校	小堤14	○

No.	施設名	所在地	屋外設置予定
142	川越市立鯨井中学校	鯨井562-2	○
143	川越市立山田中学校	山田550	○
144	川越市立特別支援学校	宮下町1丁目19-1	

AED入替対象144台:屋外設置予定54台

※ No3霞ヶ関北市民センター、No80霞ヶ関北公民館は、令和7年11月に統合予定のため、一台余剰が生じる。余剰分は新設希望のあった城下公園テニスコートに移設予定。